

一関市バドミントン協会規約

(名称及び事務局)

第1条 本会は、一関市バドミントン協会(以下「本会」という。)と称し、事務局を会長の指定するところに置く。

(目的)

第2条 本会は、バドミントン愛好の個人・団体を統括し、市民の健康とバドミンソンの普及発展を図ることを目的とする。

(支部の設置)

第3条 本会の運営を円滑に推進させるため、各地域に支部を設置する。

2 支部に関する必要事項は、支部ごとに定めるものとする。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- 1、バドミンソンの研究指導並びに普及宣伝
- 2、各種大会の開催及び参加
- 3、その他本会の目的達成に必要な事項

(組織)

第5条 本会は、本会の趣旨に賛同する次の者を以って組織する。

- 1、積極的に活動している個人
- 2、その他本会が認める個人

(代議員)

第6条 本会は、各支部が推薦する者5名以内を以って代議員とする。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。但し、任期は2年とし再任を妨げない。

- (1) 会長1名、(2) 副会長若干名、(3) 理事長1名、(4) 理事若干名、(5) 監事2名
- 2 本会に名誉会長、顧問、参与及び名誉会員をおくことができる。

(選任)

第8条 理事及び監事は総会において選出する。

- 2 会長、副会長、理事長は、理事の互選により選任する。
- 3 理事は、監事を兼ねることはできない。

(職務)

第9条 会長は、本会を代表し会務を統理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事長は、会長の命を受け会務を執行する。
- 4 理事は、理事会を構成し会務を掌理する。
- 5 監事は、本会の会務・会計を監査する。

(総会)

第10条 総会は年1回開催し、会長が招集し議長には会長があたる。

- 2 総会は代議員を以って構成し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。賛否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 事業並びに決算予算
 - (2) 規約の改廃
 - (3) その他重要な事項
- 4 会長が必要と認めたときは、臨時総会を開くことができる。

(理事会)

第11条 理事会は会長が必要と認めたとき又は、理事の3分の1以上が会議の目的を示し請求したとき、会長はこれを招集する。

2 理事会は、総会の議決に基づいて事業を執行する。但し、緊急を要する事項については、理事会の決議に基づいて執行し、次の総会において承認を求めることができる。

(会計)

第12条 本会の会計は、会員登録料、補助金、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

2 会員登録料の額は、総会の議決を経てこれを定める。

3 本会の運営及びその他特別な事由が生じた場合に要する経費の財源に充てるため、財政調整積立て基金を設置することができる。

4 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月末日までとする。

(専門部)

第13条 本会に、専門部をおくことができる。

2 専門部の細則は、別に定める。

(事務局)

第14条 本会に事務局を置き、庶務会計を担当する。

2 事務局長は、会長が委嘱し、事務局に事務局員を置くことができる。

(表彰)

第15条 本会に多大な功労のあった者及び団体に対し、表彰を行うことができる。

2 表彰規定については、別に定めるものとする。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 本規約は、平成19年2月17日から施行する。

(経過措置)

2 本規約の施行の際、設立時の会計年度を平成19年2月17日から平成20年3月31日までとし、次年度より規約第12条第4項を適用するものとする。また、役員任期を、平成19年2月17日から平成21年3月31日までとする。